

欧州で進展するオープン・バンキング ーオープン API と個人データ保護規制によるリテール金融改革ー

神山 哲也、富永 悠

■ 要 約 ■

1. 欧州連合（EU）の第 2 次決済サービス指令（PSD2）及び一般データ保護規則（GDPR）により、欧州では、銀行が顧客データの囲い込みを行うのが困難になり、様々な業者が銀行の個人顧客に対してサービスを提供できる環境が整備される。「オープン・バンキング」と呼ばれ、欧州リテール金融を巡る一つのキーワードにもなっている。
2. 英国は、政府が、銀行システムへの接続仕様を一般に公開する「オープン API」を導入すべき業者・分野を特定することにより、オープン API の端緒を切り開こうとしている。その目的は、4 大銀行の寡占が指摘されてきた銀行業界における競争を促進することにある。
3. 大陸欧州では、自発的にオープン API に取り組んでいる伝統的大手行もある。例えば、スペイン第 2 位行の BBVA は、元々技術革新に積極的なことで知られており、オンライン上の「BBVA・API マーケット」で 8 種類の API を公開した。
4. 他方、新規参入のオンライン銀行が大手行に挑戦する動きも見られる。例えば、英国のモンゾやスターリング、ドイツのフィドールや N26 などのモバイル銀行は、外部のフィンテック等と API を通じて接続することで、海外送金や資産運用、クラウドファンディング等のサービスを自社のプラットフォームで提供している。
5. 欧州における PSD2 及び GDPR を契機とするオープン・バンキングの進展は、金融サービス業者にとって、参入障壁の低下・競争の激化を意味する一方、消費者にとっては、より多様かつイノベティブな金融商品・サービスへのアクセスが容易になることにつながりうる。日本においても、2017 年 5 月の銀行法改正でオープン API が求められており、欧州金融機関の先行事例は、日本の金融業界においても参考になるものと考えられる。

I はじめに

欧州リテール金融サービスにおける競争環境に大きな変化が訪れつつある。大部分の欧州主要国では従来、伝統的な大手行が給与振込口座等を通じて個人顧客を囲い込んできたが、今後は、銀行に囲い込まれた顧客へのアクセスのハードルが、競合する他の銀行、保険会社や投資サービス会社、更には金融 IT（フィンテック）会社や非金融サービス会社にとって、低下することが見込まれている。

欧州連合（EU）レベルで、そうした競争のきっかけとなるものと考えられているのが、第 2 次決済サービス指令（PSD2）¹と一般データ保護規則（GDPR）²である。PSD2 は、電子商取引サイトや個人財務管理アプリなど、銀行にとっての外部業者がオープン API（後述）を通じて銀行の決済システムや口座情報にアクセスすることへ途を拓くものである。他方、GDPR は、「個人データは業者ではなく個人のもの」という思想の下、金融を含む個人データを利用する業者全般に対し、個人データが帰属する本人の意思により、データを削除したり移管したりすることができることを確保するよう求めるものである。いずれも、銀行が従来謳歌してきた個人及び個人データの囲い込みを困難にし、様々な業者が銀行の個人顧客に対してサービスを提供できる環境を整備するものである。これは「オープン・バンキング」と呼ばれ、最近の欧州リテール金融を巡る一つのキーワードにもなっている。

こうした環境の到来に向け、英国及び大陸欧州の金融サービス業者は準備を進めている。銀行の中には、オープン・バンキングを、シェアを奪われる機会ではなく、顧客満足度を向上させることを通じてシェアを拡大する機会と捉え、規制上の要件を越える取り組みを見せている銀行もある。

そこで以下では、オープン・バンキングの背景となる PSD2 と GDPR の概要を紹介した上で、金融サービス業者の対応状況について紹介することとする。

¹ Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC。詳細については、淵田康之「英国はなぜオープン API を促進するのか」『野村資本市場クォーターリー』2017 年春号、神山哲也・荻谷亜紀「欧州金融業界に新たな競争をもたらすオープン API」同 2016 年春号参照。

² Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).

II EU レベルの規制改革

1. 第2次決済サービス指令 (PSD2) とオープン API³

PSD2 は、情報通信技術の革新、特にフィンテックなど新たな決済サービスの担い手が台頭したことを受けて、銀行や電子マネー業者等の決済サービス・プロバイダに係る包括的規制であった決済サービス指令の後継指令として策定されたものである。EU 加盟国は、2018年1月13日までに PSD2 の内容を国内法化することが求められる。

PSD2 では、新たに、決済発動サービス・プロバイダ (payment initiation service provider) と口座情報サービス・プロバイダ (account information service provider) が規定された。決済発動サービスは、例えば、オンライン・ショップと銀行口座を接続し、それにより口座振替でインターネット上の決済を発動するサービスを指す。他方、口座情報サービスは、複数の口座情報を一覧できるアカウント・アグリゲーション・サービスなどを指す。PSD2 で特に重要なのは、これらに係る要件を課すと同時に、決済口座を管理する銀行等に対して、決済口座及びその情報へのアクセスを決済発動サービス・プロバイダや口座情報サービス・プロバイダに認めることを求めている点である。

これは、銀行等が標準化された API へのアクセスをそれらの業者に提供すること（即ちオープン API）を求めるものである。API とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略であり、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様等を指す。このうち、外部業者からのアクセスが可能な API をオープン API という。これにより、決済発動サービスや口座情報サービスを提供する外部業者が銀行等における決済口座にアクセスし、上記のようなサービス提供が可能となるわけである。他方、PSD2 では、こうした外部業者を通じた取引で問題が生じた場合、決済口座を管理する銀行等による補償義務などの利用者保護規定も手当されている。

2. 一般データ保護規則 (GDPR) と「データの囲い込み」の終焉

GDPR は、EU における個人データ保護に係る規制であり、1995 年データ保護指令を改正したものである。2016 年 4 月 27 日に成立し、2018 年 5 月 25 日から適用開始となる。金融サービス業者に限らず、EU における個人データを扱う企業や公的機関等に幅広く適用される。EU 加盟国で国内法化されて初めて効果が生じる指令から、直接適用される規則とすることにより、EU 域内市場における個人データ保護の一層の統一を図ると同時に、「個人のデータは個人のもの」との考え方の下、個人データ保護の強化を図るものとなっている。

こうした制度改正が行われた背景には、EU 市民における個人データの悪用への不信任がある。例えば、欧州委員会は、EU 市民の約 9 割が、自身の同意なしにデータが集積さ

³ 詳細については脚注 1 論文参照。

れていることに不安を感じており、また、約7割が企業等による個人データの利用について不安を感じているとの調査結果を引用している。

GDPR で新たに盛り込まれた規定として紹介されることが多いのが、いわゆる「忘れられる権利」である。個人が自身のデータの継続利用を望まない場合、企業等に対してデータの削除を求めることができ、企業等は正当な理由がない限り、そうした削除要求に応じなければならない、というものである。また、個人が自身のデータについて、①データ処理の制限を求める権利、②訂正を求める権利、③自身に法的効果が生じ得るプロファイリング等の自動処理のみに基づく判断の対象にしないことを求める権利、なども規定されている。他方、企業など個人データを管理する者は、個人データが不正に破壊・改ざん・無断開示等（data breach）された場合、遅滞なく監督当局および当該個人に通知することなどが求められる。

オープン・バンキングの文脈で特に重要となるのが、データ・ポータビリティの権利である。GDPR により、個人は、企業等に提供した自身のデータについて、機械で読み取り可能な一般的に利用されるフォーマットで受領し、また、他の企業等へ当該データを回送する権利が認められる。その際の条件として、①個人の合意もしくは契約に基づくこと、かつ、②処理が自動化された手法で行われること、が求められる。また、個人は、上記の権利行使に際して、技術的に可能な限りにおいて、自身のデータを別の企業等に直接移転することを求める権利も認められる。

これにより、企業等は、EU 市民の個人データを扱う場合、個人の要請があれば消去しなければならない、また、競合他社にも移転しなければならない。従来のように、企業が個人データを営業用の資産として囲い込むことは、GDPR の適用により困難になっていくものと考えられる。

なお、個人データの処理に係る自然人の権利保護は、EU 基本権憲章において保障されているものであり、ゆえに、罰則規定も厳格なものとなっている。例えば、GDPR 違反で制裁金が科される場合、違反する規定によって、①最大 1,000 万ユーロ、もしくは企業の場合は前年度の世界全体での売上高の 2%の高い方、②最大 2,000 万ユーロ、もしくは企業の場合は前年度の世界全体での売上高の 4%の高い方、と定められている。GDPR は、EU の個人データを扱う者であれば、EU 域外の企業等であっても適用される。また、EU 域外への EU の個人のデータ移転にも適用される⁴。そのため、EU で個人向けに営業する日本企業にとっても注意が必要となる。

⁴ EU 域外への EU の個人データ移転は、GDPR において原則禁止されているが、①個人データ保護の規制・監督について十分性が認められた国への移転、②適切な保護措置（標準的契約条項（SCC）や高速的企業準則（BCR）など）を講じた場合、には個人データを EU 域外に移転することが認められる。

3. 第2次決済サービス指令と一般データ保護規則から導出されるオープン・バンキング

金融サービス業者にとって PSD2 と GDPR は、ワンセットと捉えられるものと言えよう。まず、アクセルとしての PSD2 と、そのブレーキとしての GDPR という捉え方がある。即ち、PSD2 が銀行の保有する個人データについて外部業者のアクセスを容易にするものであるのに対し、GDPR はそれに個人データ保護の安全弁を設けたものと見ることができる。上記で見た「忘れられる権利」やプロファイリングに抵抗する権利などが該当する。

他方、PSD2 がより狭い範囲で強力に、GDPR がより広い範囲で緩やかに、オープン・バンキングを促進するものとの捉え方がある。PSD2 が決済発動サービスと口座情報サービスを提供する業者について、銀行が口座・口座情報へのアクセスを容認することを義務付けるものであるのに対し、GDPR はより広範な業務・サービスについて、顧客から要請があった場合に銀行がデータを共有することを義務付けたものとなっている。

銀行としては、両者をミニマム・スタンダードとして受け入れるという選択肢もある一方、従来のように外部業者から顧客データを囲い込むことができなくなるのであれば、より積極的に外部業者と協力し、自社・他社の広範・多様なサービスを顧客に提供するプラットフォームとなることを標榜することも一つの選択肢になり得る。

欧州では実際、下記に見るように、PSD2 及び GDPR の適用に備え、様々な取り組みがみられるようになっている。

III 金融サービス業者の対応状況

1. 政府主導でオープン API の端緒を切り開く英国

英国は、EU 規制の導入とは独立して、オープン API を導入すべき業者・分野を特定することにより、オープン API の端緒を切り開こうとしている。その目的は、4 大銀行の寡占が指摘されてきた銀行業界における競争を促進することにある。

英国財務省は 2014 年 12 月、秋季財政報告において、銀行分野のオープン API で世界をリードすることを宣言した。英国では、努力目標ではなく、PSD2 から生じている法律上の義務として、また競争・市場庁 (CMA) による是正措置を受けて、大手行がオープン API に取り組んでいる。CMA は 2016 年 8 月、英国リテール・バンキング市場 (個人の決済口座、中小企業の決済口座、中小企業向け融資) の競争状況に関する最終報告書を公表し、その中で、リテール・バンキング市場における競争が不十分であると結論づけた。2002 年企業法により、競争阻害効果が確認された場合、競争政策当局はそれを解消ないし防止するための措置を自ら実行する、あるいは他の当局に実行を勧告しなければならない。そこで CMA は、銀行業界に対して、是正措置を講じることを要請した。即ち、大手 9 行 (RBS グループ、ロイズバンキング・グループ、バークレイズ、HSBC グループ、サ

ンタンデール、ネイションワイド、ダンスケ・バンク、バンク・オブ・アイルランド、アライド・アイリッシュ・バンク・グループ) に対して、オープン API により、口座情報を顧客や顧客が利用する外部業者と共有することを期限付きで命令した。銀行の商品・サービスの価格や条件など、センシティブでない情報については、2017年3月までに共有し、それ以外の口座情報についても2018年1月までに共有すべきとしている⁵。

大手9行は上記 CMA の是正措置を受けて、支店、ATM、商品の情報を2017年3月までに公開している。現在は、銀行口座の情報を読み取るだけ (read only access) であるが、2018年1月までにデータの書き換え (write access) が可能となる新たな API の公開を予定している。

例えば、HSBC の場合、支店情報として、支店のリスト、位置情報による検索、営業時間、銀行コードによる支店検索、支店の施設、を公開している。ATM 情報としては、全国の ATM リスト、郵便番号を含む住所、取扱い通貨、対応言語、位置情報による検索、を公開している。商品情報としては、商品名、商品の特徴、適性、価格、手数料、利率、を公開している。また、2018年初旬までに個人顧客や中小企業の情報を他の銀行と安全に共有できる新たな API を公開する予定となっている。

HSBC が外部業者と API を通じて接続し、顧客にサービスを提供している例として、2000年設立の資産管理ツール提供会社であるイーワイズ (eWise) との提携がある。HSBC は2016年9月、インターネットもしくはモバイルのみを利用する「アドバンス顧客」向けに、イーワイズのオンライン資産管理ツールの提供を開始した。HSBC は、デジタル転換への大きな一歩であるとしており、デジタル・チャネルとオープン・バンキングの提案によって新しい時代に対応し顧客を増やすことに繋がるといふ。資産管理ツールの機能としては、消費分析ツール、キャッシュフロー予想ツール、家計簿カレンダー、予算管理機能があり、特に何にいくらお金を使用したのか確認が可能な消費分析ツールは利用件数が多くなっている。

2. 伝統的大手行の取組み (BBVA の事例)

英国では、政府の個別具体的な指示に基づき銀行がオープン API に取り組んでいるのに対して、大陸欧州では、自発的にオープン API に取り組んでいる伝統的大手行もある。その例として、総資産額でフランス第1位行クレディ・アグリコルやスペイン第2位行 BBVA がある。クレディ・アグリコルは、顧客の視点を取り入れるべく、2012年に欧州の大手行で初めてオープン API に踏み切り、アプリ・ストアである「クレディ・アグリコル・ストア」を開設した。2017年7月時点で47種類のアプリが登録されており、顧客は、これらの中から好みのアプリをダウンロードして利用することができる。資産管理アプリが中心となるが、支店検索アプリ等もある。支店検索アプリは、クレディ・アグリコ

⁵ 詳細については、前掲脚注1 淵田論文参照。

ルの顧客でなくとも利用可能であり、このアプリを利用することで支店での無料 Wi-Fi が利用できる⁶。

BBVA は、フランシス・ゴンザレス会長が 2015 年に「BBVA はソフトウェア会社になる」と発言するなど、技術革新に積極的なことで知られており、2017 年 5 月 24 日には、オンライン上の「BBVA・API マーケット」で 8 種類の API を公開している。BBVA によると、今回の API の公開は、PSD2 への対応だけでなく、BBVA が新しいデジタル・サービスを提供するベスト・プラットフォームとなることを目的としたものだとしている。2016 年からの試験期間を経てのローンチとなっており、この期間に、1,500 以上の企業と開発者が試験プロセスへの登録を行い、BBVA の API が自社のビジネスに活用できるのか確認をしている。当初は、スペイン国内のサービスが対象となるが、2017 年末より米国、それ以降はトルコ、メキシコ、南米にも対象地域を広げる予定である。BBVA が公開する 8 つの API は、それぞれ以下の事項について外部業者のアクセスを認めるものとなっている。

1) 顧客情報 (Customers)

外部業者は、常にアップデートされた正確な顧客情報を引き出すことが可能となる。具体的には、顧客の氏名、生年月日、性別、メールアドレス、住所、身分証明書、電話番号をクリック 1 つで引き出すことが可能となる。開発者が煩雑な登録フォームを入力する必要がなくなり、外部業者が手続きを途中で断念する確率が劇的に改善される。

2) 口座情報 (Accounts)

外部業者は、BBVA の顧客の口座タイプ、ステータス、残高、取引履歴、支払いなどの情報を得ることができる。BBVA での 2007 年以降の取引履歴をリアルタイムでチェックでき、現在の残高も確認できるため、大幅なコスト削減が可能となる。例えば、外部業者の顧客が送金を行うといった時に活用できる。

3) カード情報 (Cards)

外部業者は、顧客の全てのカード情報、取引情報を得ることが可能である。リアルタイムで情報を得ることができ、例えば顧客が ATM で現金を引き出すなどの情報もリアルタイムで入手できる。

4) 支払い (Payments)

BBVA の口座から国内外への送金が可能となる。セキュリティは二段階認証によって確保されており、顧客が携帯電話で受けとるワンタイム・パスワードでの確認と、外部業者が顧客の取引の通知を受け取ることとなっている。また、定期的な送金も可能で、

⁶ 詳細については、前掲脚注 1 神山・荻谷論文参照。

定額を月単位や週単位で同じ受取人に送金できる。更に、外部業者はオンライン上で商品購入時の決済の選択肢を増やすことを通じて、売上げを増やすこともできる。

5) ローン (Loans)

事前承認型のスムーズな即時融資が可能となる。全ての顧客が場所、時間を問わず事前承認型融資にアクセスすることが可能となっており、顧客ごとに限度額、期間、手数料等の適切な情報を提供することによって、顧客にとって適切な選択が可能となる。

6) 通知 (Notifications)

外部業者は、銀行取引をリアルタイムで顧客に通知し、オーダーメイド型のサービスを提供することができる。割引情報などの案内を顧客が必要としている時にだけ適用することにより、顧客の行動に大きなインパクトを与えることができる。こうした通知は、顧客の取引によってトリガーされるため、外部業者は即時に対応が可能となる。また、BBVA の他の API との接続も可能となっている。

7) 法人口座 (Business accounts)

顧客毎に事前に定義された期間の残高と取引履歴を含んだ口座情報をダウンロードできる。企業の販売状況、物流、財務等の情報を一元で管理する ERP (Enterprise Resource Planning) ソフトと統合することができる。

8) ペイスタッツ (PayStats)

外部業者は、顧客の承認なしで、数百万のデータから匿名かつ集合的なデータを取得することが可能となっている。顧客がどこで何を購入しているかといったデータを外部業者が入手することができ、市場調査をする企業や、どこに店舗拡大をすべきか検討している企業にとって有用な情報となる。2014 年以降のデータが 3 段階のレベルで公開されており、日次、週次、月次の単位で情報が更新されていくため、最新のデータを活用することが可能となっている。

以上のように BBVA が公開している API は多岐にわたっており、外部業者が新たなサービスを開発できるよう、実用的な内容となっている。

3. プラットフォーム・ビジネスを追及するモバイル銀行

上記のような大手行の取組みに対して、彼らの牙城を崩そうとしているのが新規参入のオンライン銀行である。その中で特に目立つのが、プラットフォーム・ビジネスを追及するモバイル銀行である (図表 1)。ここでいうプラットフォーム・ビジネスとは、自社の

図表1 プラットフォーム・ビジネスを追求するモバイル銀行

銀行名	モンゾ	スターリング	フィドール	N26
国	英国	英国	ドイツ	ドイツ
設立	2015年	2014年	2009年	2013年
顧客数	20万	-	10万	30万
海外送金	-	トランスファー ワイズ	リップル	トランスファー ワイズ
預金	○	○	○	○
資産運用	-	マネーボックス	ナツメグ	ヴァーモ
クラウドファン ディング	-	-	シードルズ	-
即時融資	-	-	-	○
住宅ローン	-	作成中	-	-
割引サービス	テイル	テイル	-	-

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

プラットフォームで、自社のサービスだけでなく、外部業者のサービスも提供することにより、多様なサービスをワンストップで展開するビジネスモデルを指す。プラットフォーム・ビジネスを追及するモバイル銀行の例としては、英国のモンゾやスターリング、ドイツのフィドールや N26 が挙げられる⁷。いずれも、外部のフィンテック等と API を通じて接続することで、海外送金や資産運用、クラウドファンディング、他行預金案内等のサービスを自社のプラットフォームで提供している。

実際、そうしたサービスへの需要は増えているようであり、筆者がモンゾの口座開設を試みたところ、口座開設に既に 2 万 4,000 人待ちである旨が画面に表示され、その 5 日後には、筆者の後に 1 万 9,000 人の申し込みがあることが画面上で確認された。モンゾのトム・ブロムフィールド CEO も、2017 年末には 50 万～80 万口座になると発言している。以下では、こうしたモバイル銀行が提供している、あるいは、提供しようとしているサービスを概観する。

1) 海外送金

欧州では、EU における移動の自由の下で移民が多いため、海外送金の需要が高い。そのため、モバイル銀行も海外送金のサービスを積極的に取り入れている。スターリング、N26 は、トランスファーワイズ社と提携することによって、格安な海外送金を自社プラットフォームで提供している。送金可能な通貨は、トランスファーワイズが取り扱う 36 通貨のうち、スターリングで 35 通貨、N26 で 19 通貨となっている。ト

⁷ フィドールの詳細については前掲脚注 1 神山・荻谷論文参照。

ランスファーワイズは、海外送金をしようとする人のマッチングシステムにより、国際送金を完結する。例えば、英国のポンドをユーロ圏に送金しようとする場合、ランスファーワイズが顧客からポンドを受け取り、ユーロ圏の顧客でユーロを英国に送金しようとしている人を探し、マッチングすることによって、双方の送金受取人が必要な場所で資金を受け取ることが可能となる。その結果、為替スプレッドなし、かつ格安の手数料での送金が実現される（他方、送金が実現しないこともある）。手数料は通貨や金額によって異なるが、0.5%～1.5%程度となっている。

2) クラウドファンディング

クラウドファンディングには、金銭的リターンを伴わない非投資型（寄付型、財・サービス型）と金銭的リターンを伴う投資型（エクイティ投資型、デット投資型）があるが、英国ではエクイティ・クラウドファンディングがメインとなっている⁸。フィドールは、英国のシードルズ（Seedrs）と提携することによってエクイティ・クラウドファンディングのサービスを提供している。シードルズは、2012年英国で最初に金融サービス機構（FSA、現金融行為監督機構（FCA））の認可を受けたクラウドファンド運営会社で、テニス選手のアンディ・マレーもアドバイザーに入るなど、英国を代表するクラウドファンド運営会社である。

シードルズにおけるクラウドファンディングへの投資は、「エクイティ」、「ファンド」、「コンバーチブル」への3つの方法から選択できる。「エクイティ」は、最も一般的な投資方法で、最低投資金額10ユーロからとなっている。投資したい株式を決め、資金調達期間中に目標金額が調達されると、投資金額に応じた株主となることができる。「ファンド」は、100ユーロからの投資となる。ワンクリックで多様な株式への投資が可能で、ファンドマネージャーが選択した複数の株式を保有することができる。「コンバーチブル」は、将来的に大規模な資金調達の予定があるときに利用されることが多く、10ユーロからの投資が可能となる。投資家は、バリュエーション前の株式に投資することによって、将来的な資金調達期間におけるバリュエーションから割り引いた価格で株式買付が可能となる。

3) 資産運用

モバイル銀行のプラットフォームで外部業者の資産運用を提供している例として、フィドール、N26、スターリングがある。フィドールは、欧州最古参のロボ・アドバイザー（オンラインの投資一任サービス）ナツメグと提携しており、投資期間、ターゲット金額、初期投資額、月額投資額、リスク許容度を入力することで、ポートフォリオを確認でき、25ポンドからの投資が可能となっている。N26は、ロボ・アドバイザーのヴァーモ社と提携している。N26の顧客は、N26の画面上で投資金額とリス

⁸ 詳細については、神山哲也「米国におけるクラウドファンディングの現状と課題」『野村資本市場クォーターリー』2013年春号参照。

ク許容度を入力することで、モデル・ポートフォリオの提示を受け、毎月積立もしくは一括投資ができる。

上記とやや趣を異にするのが、スターリングが顧客に提供する資産運用サービスである。スターリングは、マネーボックス社を通じて、カード決済による買い物の端数金額を、ライフタイム ISA⁹もしくはジュニア ISA への投資に回すサービスを提供している¹⁰。例えば、2.4 ポンドのモーニングコーヒーを購入した場合、0.6 ポンドの端数金額が自動的に投資資金となる。投資の内容については、リスク許容度を慎重型（Cautious）、バランス型、冒険型（Adventurous）の3つから選択することにより、顧客のリスク許容度に応じたポートフォリオの提示を受けることができる。バランス型を選択すると短期金融市場商品へ 30%、世界株式へ 45%、不動産へ 25%の配分となる。慎重型は各 85%、10%、5%、冒険型は各 5%、60%、35%の比率となっている。短期金融市場商品はヘンダーソン、世界株式はバンガード、不動産はブラックロックにより運用されている。投資は1ポンドからとなり、毎週水曜日に口座から引き落とされ、金曜日には投資用口座へ送られ投資に回される。

4) キャッシュバック・サービス

モンゾ、スターリングは、キャッシュバック・サービスを提供するテイル（Tail）と提携している。店舗での買い物の割引情報がスマートフォン上に表示され、それらの店舗で買い物をすると割引金額が週毎に自動的に預金に戻される仕組みである。GPS 機能とリンクしており、顧客はスマートフォン上で割引を掲示している店舗までの距離・道順を確認することが可能となっている。利用すればするほど、個人のニーズにあった割引情報が提供されるようになる。

5) その他サービスの事例

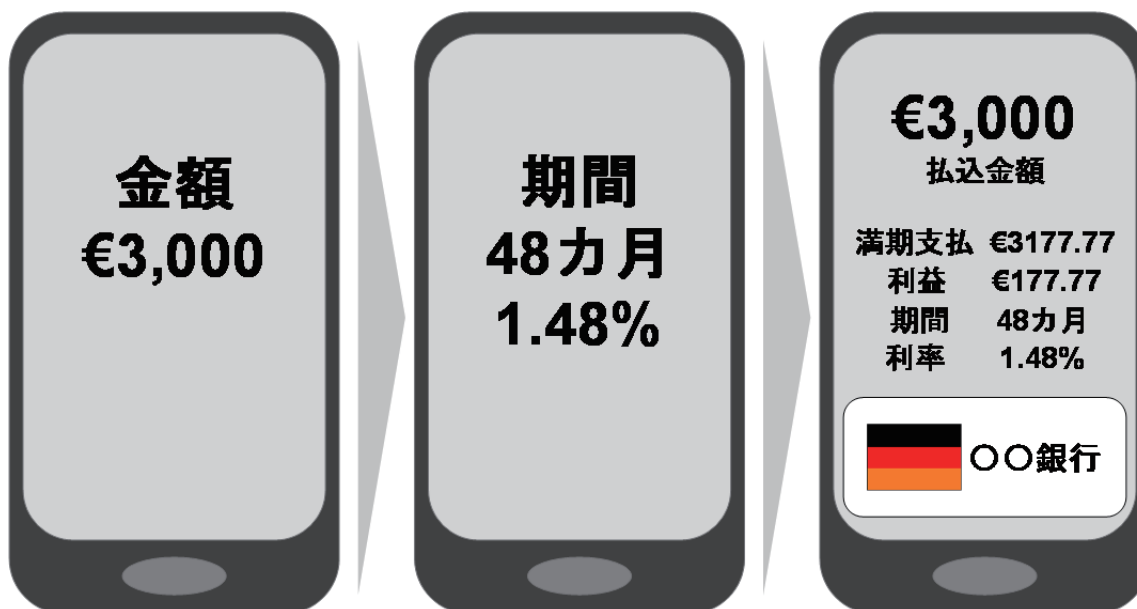
N26 は直近、他のモバイル銀行では見られないサービスの提供にも踏み込んでいる。例えば、2017 年 5 月 10 日には、預金案内サービスを展開するレイジン（Raisin）との提携を通じて、レイジンの提携する 30 カ国、31 行の中から最も有利なレートを提供している銀行を選択できるサービスを開始している¹¹。このサービスは、金額で 2,000 ユーロから 10 万ユーロ、期間で 12 カ月から 60 カ月の定期預金を対象とする。顧客は、最初に預入金額を入力し、次に期間を入力すると、最も有利な利率を提供する銀行と満期支払額を確認することができる（図表 2）。レイジンは、顧客から手数料をとるのではなく、レイジンの提携する銀行から手数料を徴収する仕組みとなっているため、顧客には手数料がかからない。

⁹ 詳細については、神山哲也・荻谷亜紀「英国におけるライフタイム ISA と年金税制改革の議論」『野村資本市場クォーターリー』2016年春号ウェブサイト版参照。

¹⁰ 貯蓄方法は、他にも、週単位で金額を決めての口座引き落とし、一括投資を選択することも可能である。

¹¹ 当初はドイツ国内のみの提供となっているが 2017 年末には、他の欧州諸国でもサービスを提供する予定となっている。

図表 2 他行預金案内表示画面（イメージ）



（出所）N26 より野村資本市場研究所作成

N26 はさらに、2017 年 6 月 26 日、デジタル保険サービスを提供するクラーク（Clark）とも提携を公表している。クラークのサービスを利用することで、N26 の顧客は、スマートフォンの画面から、160 社の保険会社の中から最も条件の良い保険を選択することが可能となる。また、数クリックで保険金請求ができる機能もついている。保険の種類としては、医療保険、自動車保険、損害保険、旅行保険、年金保険等となる。サービスの開始は 2017 年 7 月末が予定されている。

このように、新規参入のモバイル銀行は、多くのフィンテック企業等と提携することで、イノベーティブなサービスを自社プラットフォームで展開している。顧客は、銀行を変更せずに、これらのサービスを利用することが可能となる。即ち、1 つの銀行からワンストップで様々なサービスを利用できるようになるわけである。

IV オープン・バンキングの意義

最後に、欧州における PSD2 及び GDPR を契機とするオープン・バンキングの進展は、金融サービス業者や消費者にとって何を意味するのかを整理する。

まず、金融サービス業者にとっては、従来の参入障壁が低下し競争が激化することを意味する。フィンテック企業等による銀行顧客へのサービス提供だけでなく、既存の金融サービス業者の間の顧客を巡る競争も促進される可能性をも秘めている。大小のプレイヤーを含めた競争促進の政策的意図は、特に英国で明確にみられるところである。

また、オープン・バンキングは、リテール金融サービスにおけるディストリビューター

とプロダクト・プロバイダーの境界をより一層明確化することにも繋がるものと考えられる。即ち、リテール金融サービスにおけるプレイヤーが、プラットフォームとして顧客との接点を持つ業者と、そこにプロダクトを提供するプロバイダとに分化する可能性がある。従来、プロダクトの組成とディストリビューションの両方を担っていたプレイヤーも、何れかより競争力のある方に集中することも考えられる。そうした環境下では、プロダクトはより一層コモディティ化し、コストやパフォーマンスで競争力がトップに近いものか、一定のニーズがあるニッチなプロダクトを提供できるプロバイダのみが生き残る可能性が高い。結果、特に人口動態・産業構造の成熟化した社会において貴重な成長の源泉となるイノベーションの促進にも繋がることとなろう。他方、プラットフォームを運営するディストリビューターは、品揃えとユーザ・エクスペリエンスに基づく消費者の評価に晒されることとなる。

他方、消費者にとっては、前記のような PSD2 や GDPR によるセキュリティ強化を享受しつつ、より多様かつイノベティブな金融商品・サービスにアクセスすることが容易になる。また、一部の大手ディストリビューターに、対顧客サービスのシェアが集中することとなれば、それらの業者のプロバイダに対する価格交渉力が強まり、プロダクトの手数料低下に繋がることも考えられる。

日本においても、2017 年 5 月の銀行法改正により、口座管理サービスや電子送金サービスを提供する電子決済等代行業者に係る登録制等が導入され、それらに対して金融機関が接続方式を開放（オープン API）することが求められることとなった。他方、日本の銀行法におけるオープン API の規定は努力義務に留まっており、また、日本の個人情報保護法制では GDPR にみられるような忘れられる権利やデータ・ポータビリティの権利は明確に定められてはいない。その限りにおいては、オープン・バンキングに向けての制度的枠組みの整備について、欧州は先行事例と言えよう。日・EU の制度の整備状況に差異はあるものの、欧州金融機関の先行事例は、今後、新規制の下でのビジネス戦略を構築していく日本の金融業界においても参考になるものと考えられる。